

2025年1月30日

お客さま各位

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は「当座勘定規定」を下記のとおり改定いたしますので、お知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

記

1. 改定となる規定

- ・当座勘定規定

2. 主な改定内容

- (1) 当座預金キャッシュカードに関して、取引店以外の店舗における1日あたりの現金支払限度額の設定
- (2) 2025年2月19日(水)から「ことら送金」の取扱開始に伴う規定の新設
 - ・改定の詳細は次頁の「当座勘定規定 新旧対照表」をご覧ください。

3. 改定日

2025年2月14日(金)

以上

<本件についてのお問合せ>

ビジネスパートナー部

 0120-18-3868 (受付時間：平日9時～17時)

当座勘定規定 新旧対照表

2025年2月14日

新	旧
<p>7. (手形、小切手、当座預金キャッシュカードによる支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手あるいは当座預金キャッシュカードを使用してください。なお、当座預金キャッシュカードの取扱方法については、この本規定による他、「<u>すがもキャッシュカード規定（個人用）</u>」、または「<u>すがも法人キャッシュカード規定</u>」により取扱います。</p> <p>(4) <u>当座預金キャッシュカードを使用した場合に限り、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、1日現金支払額500万円（ただし、他口座への振替支払あるいは振込資金等の払戻しは除きます）を限度とします。</u></p>	<p>7. (手形、小切手、当座預金キャッシュカードによる支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手あるいは当座預金キャッシュカードを使用してください。なお、当座預金キャッシュカードの取扱方法については、この本規定による他、「<u>すがもキャッシュカード規定（個人用）</u>」、または「<u>すがも法人キャッシュカード規定</u>」により取扱います。</p> <p>(新設)</p>
<p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、<u>当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>